

別添 4

都城警察署庁舎建設に係る設計業務 参加申込書及び技術提案書評価要領

本業務に係る参加申込書及び技術提案書の評価については、参加説明書の内容（配点／評価ウェイト等）及び以下により行う。

1 業務実施上の要件

以下の要件のいずれかに該当する場合は、無効若しくは失格となる場合がある。

- (1) 管理技術者が、一級建築士資格取得後10年以上の実務経験を有していない場合
- (2) 意匠（総合）担当の主任担当技術者が、一級建築士資格取得後2年以上の実務経験を有していない場合
- (3) 構造担当の主任担当技術者が、構造設計一級建築士でない場合
- (4) 電気担当、機械担当の主任担当技術者のいずれか一方が、設備設計一級建築士でない場合
- (5) 管理技術者及び意匠（総合）の主任担当技術者が、設計JVの代表構成員に属していない場合
- (6) 管理技術者が1名でない場合
- (7) 記載を求めた各主任担当技術者が各1名でない場合
- (8) 管理技術者が記載を求めた各主任担当技術者を兼任している場合。また、記載を求めた各主任担当技術者が、他の主任担当技術者を兼任している場合
- (9) 主たる分担業務分野のうち、積算に関する業務を除く業務を再委託することとしている場合
- (10) 協力事務所が、参加申込書の提出期限の日から契約締結する日までのいずれかの日において指名停止期間である場合
- (11) その他設定した条件を満たしていない場合

2 一次審査（配点50点）

(1) 資格及び技術力の評価

ア 専門分野の技術者資格（配点10点）

(ア) 資格評価表

分担業務分野	評価する技術者資格	評価点						
管理技術者	一級建築士	4						
意匠（総合）	一級建築士	3						
構造	構造設計一級建築士	1						
電気	設備設計一級建築士 建築設備士 技術士（下表による。）	1						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合技術監理</td> <td>電気電子－電気設備</td> </tr> <tr> <td>電気電子</td> <td>電気設備</td> </tr> </tbody> </table>		部門	科目	総合技術監理	電気電子－電気設備	電気電子	電気設備
	部門		科目					
	総合技術監理		電気電子－電気設備					
	電気電子	電気設備						
	一級建築士							
	一級電気工事施工管理技士	0.4						
二級電気工事施工管理技士	0.2							
上記以外	0							
機械	設備設計一級建築士 建築設備士 技術士（下表による。）	1						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合技術監理</td> <td>衛生工学－空気調和、建築環境</td> </tr> <tr> <td>衛生工学</td> <td>空気調和、建築環境</td> </tr> </tbody> </table>		部門	科目	総合技術監理	衛生工学－空気調和、建築環境	衛生工学	空気調和、建築環境
	部門		科目					
	総合技術監理		衛生工学－空気調和、建築環境					
	衛生工学	空気調和、建築環境						
	一級建築士							
	一級管工事施工管理技士	0.4						
二級管工事施工管理技士	0.2							
上記以外	0							

(イ) 経験年数の係数

分担業務分野	係数	1.0	0.6	0.2
	管理技術者	一級建築士 取得後15年以上	一級建築士 取得後13年以上	一級建築士 取得後10年以上
意匠（総合） 主任担当技術者	一級建築士 取得後7年以上	一級建築士 取得後5年以上	一級建築士 取得後2年以上	
構造 主任担当技術者	構造一級建築士 取得後5年以上	構造一級建築士 取得後3年以上	構造一級建築士 取得後3年未満	
電気又は機械 主任担当技術者	設備一級建築士 取得後5年以上	設備一級建築士 取得後3年以上	設備一級建築士 取得後3年未満	
	設備一級建築士以外の資格 取得後5年以上	設備一級建築士以外の資格 取得後3年以上	設備一級建築士以外の資格 取得後3年未満	

(ウ) 所属組織の係数

設計業務共同企業体の構成員=1.0、協力事務所=0.5とする。

各専門分野の技術者資格について、上記(ア)×(イ)×(ウ)を算出した値（小数点

第2位まで（小数点第3位を四捨五入）とする。）を、「専門分野の技術者資格」の評価点とする。

イ 平成23年1月1日から令和7年12月31日までに契約履行が完了した同種又は類似業務の実績（配点10点）

管理技術者、意匠（総合）・構造主任担当技術者の同種又は類似業務（参加説明書『II 1 (2)』参照）実績2件までを下記により評価する。

なお、実績がない場合は加点しない。

(ア) 同種業務又は類似業務の評価表

評価対象 同種又は類似業務の別	管理技術者の 実績評価点	意匠（総合）、構造主任担 当技術者の実績評価点
同種業務	4	3
類似業務	2	1.5

(イ) 携わった立場の係数

評価対象 過去の実績での立場	管理技術者の 実績評価点	意匠（総合）、構造主任担 当技術者の実績評価点
管理技術者又はこれに準ずる 立場	1.0	1.0※
主任担当技術者又はこれに準 ずる立場	0.5	1.0※
担当技術者の立場	0.25	0.5※

※当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

(ウ) 所属組織の係数

単独及び設計業務共同企業体（代表構成員）=1.0、設計業務共同企業体（その他構成員）及び協力事務所=0.5とする。

実績1件の場合は、上記(ア)×(イ)×(ウ)×0.5の算出値（小数点第2位まで（小数点第3位を四捨五入）とする。）、2件ある場合は2件の算出値の合計値を「平成23年1月1日から令和7年12月31日までに契約履行が完了した同種又は類似業務の実績」の評価点とする。

ウ 過去の受賞歴等（配点5点）

提出された過去に携わった業務における受賞歴2件（1建物につき1件とする。）までを、以下に従い評価する。

(ア) 管理技術者の評価（配点3点）

管理技術者についてのみ、受賞歴に加えてCASBEE-建築（新築）による認証実績1件についても評価する。

a 受賞歴の評価表

評価基準	評価点
過去に受賞歴がある。	1
過去に受賞歴がない。	0

b CASBEE-建築（新築）による認証実績の評価表

評価基準	評価点
CASBEE「S」ランクの担当実績が1件ある。	1
CASBEE「A」ランク以下又は担当実績がない。	0

※CASBEE評価認証認定機関による評価に限り、自己評価、簡易版による評価は除く。

c 携わった立場の係数

過去の実績での立場	係数
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0
主任担当技術者又はこれに準ずる立場	0.5
担当技術者の立場	0.25

過去の受賞歴等について、上記 (a×c) + (b×c) を算出した値（小数点第2位まで（小数点第3位を四捨五入）とする。aの受賞歴についてのみ、2件までの算出値の合計値とする。）を、管理技術者の「過去の受賞歴等」の評価点とする。

(イ) 意匠（総合）主任担当技術者の評価（配点2点）

a 受賞歴の評価表

評価基準	評価点
過去に受賞歴がある。	1
過去に受賞歴がない。	0

b 携わった立場の係数

過去の実績での立場	係数
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0※
主任担当技術者又はこれに準ずる立場	1.0※
担当技術者の立場	0.5※

※当該実績の主たる分担業務分野が本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

過去の受賞歴について、上記a×bを算出した値（小数点第2位まで（小数点第3位を四捨五入）とする。2件以上の受賞歴は2件までの算出値の合計値とする。）を、意匠（総合）主任担当技術者の「過去の受賞歴等」の評価点とする。

エ 手持ち業務量（配点5点）

令和8年6月1日時点において、他に従事している業務について下記により評価する。

なお、2件以上の手持ち業務がある場合は、評価点の合計の平均値（小数点第2位まで（小数点第3位を四捨五入）とする。）※を「手持ち業務量」の評価点とする。

(ア) 管理技術者、意匠（総合）主任担当技術者の評価表

件数	0件	1件	2件	3件以上
他の業務で従事している立場				
管理技術者又はこれに準ずる立場	2	1.2	0.8	0
主任担当技術者又はこれに準ずる立場		1.6	1.2	0.4
担当技術者の立場		2	1.6	0.8

(イ) 構造主任担当技術者の評価表

件数	0件	1件	2件	3件以上
他の業務で従事している立場				
管理技術者又はこれに準ずる立場	1	1	0.6	0.2
主任担当技術者又はこれに準ずる立場			0.8	0.4
担当技術者の立場			1.0	0.6

※計算例

配置予定管理技術者の手持ち業務が以下の場合

- ・他の業務の管理技術者＝1件
- ・他の業務の主任担当技術者＝3件
- ・他の業務の担当技術者＝2件

配置予定管理技術者の手持ち業務量の評価点

$$= (0点 \times 1件 + 0.4点 \times 3件 + 0.8点 \times 2件) \div 6件 = 0.4666 \div \underline{\underline{0.47点}} \text{ (四捨五入)}$$

(2) 担当チームによる業務実施方針及び手法の評価（配点20点）

提出された業務実施方針の内容を踏まえ、担当チームによる業務実施方針及び手法について、選定委員の主観的評価により総合的に判断を行う。評価点は各委員の評価を平均して算出する（小数点第2位まで（小数点第3位を四捨五入）とする。）。

「業務の理解度及び取組意欲」、「業務の実施方針」のいずれかの評価において、採点を行った委員全員の評価点が0点である場合は、選定しない。

ア 業務の理解度及び取組意欲の評価表（配点8点）

評価の着目点	評価事項	各委員の評価				
		A	B	C	D	E
		極めて 良好	良好	普通	やや 不十分	不十分
業務の理解度及び取組意欲	業務内容・業務背景・ 手続の理解度、積極性 が見られる場合に優位 に評価する。	8	6.4	4.8	3.2	0

イ 業務実施方針の的確性・独創性・実現性の評価表（配点12点）

評価の着目点	評価事項	各委員の評価				
		A	B	C	D	E
		極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い
業務実施方針の 的確性・独創性 ・実現性	業務の取組体制、設計 チームの特徴（協力体 制・業務分担体制等）、 特に重視する設計上の 配慮事項等について、 的確性、独創性、実現 性を総合的に判断す る。	12	9.6	7.2	4.8	0

3 二次審査（配点150点）

(1) 参考見積金額の評価（配点10点）

提出された参考見積金額の評価点は、以下の5段階で評価する。

なお、「概算設計業務委託料」とは、参加説明書「I 公募型プロポーザル全般に関する事項」の「4 業務の規模」に記載の金額である。

10点＝（見積最低金額）以上、

（見積最低金額＋（概算設計業務委託料－見積最低金額）×1/5）未満

8点＝（見積最低金額＋（概算設計業務委託料－見積最低金額）×1/5）以上、

（見積最低金額＋（概算設計業務委託料－見積最低金額）×2/5）未満

6点＝（見積最低金額＋（概算設計業務委託料－見積最低金額）×2/5）以上、

（見積最低金額＋（概算設計業務委託料－見積最低金額）×3/5）未満

4点＝（見積最低金額＋（概算設計業務委託料－見積最低金額）×3/5）以上、

（見積最低金額＋（概算設計業務委託料－見積最低金額）×4/5）未満

2点＝（見積最低金額＋（概算設計業務委託料－見積最低金額）×4/5）以上、

（概算設計業務委託料）以下

(2) 評価テーマに対する技術提案及び担当チームの対応力の評価（配点140点）

提出された技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、選定委員の主観的評価により総合的に判断を行う。評価点は、各委員の評価を平均して算出する（小数点第2位まで（小数点第3位を四捨五入）とする。）。

「評価テーマに対する技術提案」、「担当チームの対応力」のいずれかの評価において、採点を行った委員全員の評価点が0点である場合は、特定しない。

ア 評価テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性の評価表（配点120点）

評価の着目点	評価事項	評価 テ マ	各委員の評価				
			A 極めて 高い	B 高い	C 普通	D やや 低い	E 低い
評価テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性	設定したテーマに対する技術提案について、的確性（与条件との整合性が取れているか等※1）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等※2）、実現性（提	(1)	50	40	30	20	0
		(2)	40	32	24	16	0

案が理論的に裏付けられており説得力のある提案となっているか、概算工事費内での実現可能性等(※3)を考慮して各提案ごとに総合的に判断する。						
	(3)	30	24	18	12	0

※ 的確性、独創性及び実現性の判断基準はそれぞれの括弧内に記載のとおりであるが、より具体的に例示すると次のものが挙げられる。

- (※1) 提案内容について、論理的な説明がなされているか。
仕様書等を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。
- (※2) 提案者の知識や経験を活かした創意工夫が見られるか。
- (※3) 実施方法等が具体的で、かつ実現性があるか。

イ プレゼンテーション及びヒアリングにおける対応力等の評価点 (配点20点)

評価の着目点	評価事項	各委員の評価				
		A	B	C	D	E
		極めて 良好	良好	普通	やや 不十分	不十分
プレゼンテーション及びヒアリングにおける対応力等	プレゼンテーション及びヒアリングにおける担当チームの対応力、説得力、基本構想の理解度、取組意欲等を総合的に評価する。	20	16	12	8	0

一次審査及び二次審査 評価項目表

審査段階	評価項目	評価番号	評価の着眼点				配点／評価ウェイト		
			判断基準				小計		
一次審査 (選定段階)	配置予定技術者の資格	1	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。 上記に加え、経験年数、所属組織（設計共同体の構成員、協力事務所）の順で評価する。		管理技術者	4	10 5.0%	
	配置予定技術者の技術力	2	過去15年間の同種又は類似業務の実績(ただし、電気及び機械主任担当技術者は評価対象外とする。)	以下の順で評価する。 ① 同種業務 ^{※1} の実績がある。 ② 類似業務 ^{※2} の実績がある。 上記に加え、実績の立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者）の順で評価する。	管理技術者	4	10 5.0%		
					主任担当技術者	意匠			3
						構造			1
						電気			1
	機械	1							
	配置予定技術者の技術力	3	過去の受賞歴等(ただし、建築関係業務に係る賞に限り、電気及び機械主任担当技術者は評価対象外とする。)	以下の順で評価する。受賞歴が無い場合は加点数しない。 ① 過去に複数の受賞歴がある。 ② 過去に1度受賞歴がある。 管理技術者については、CASBEE-Sランク物件の実績1件も評価対象とする。	管理技術者	3	5 2.5%		
					主任担当技術者	意匠		2	
						構造			
						電気			
機械									
配置予定技術者の技術力	4	手持ち業務量(ただし、電気及び機械主任担当技術者は評価対象外とする。)	令和8年6月1日時点において他に従事している業務数に応じて評価する。 上記に加え、従事業務の立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者）の順で評価する。	管理技術者	2	5 2.5%			
				主任担当技術者	意匠		2		
					構造		1		
					電気				
機械									
担当チームによる業務実施方針及び手法	5	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。			8	20 10.0%		
	6	業務の実施方針の的確性・独創性・実現性	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。			12			
一次審査 合計							50 25.0%		
二次審査 (特定段階)	参考見積書	7	参考見積金額	見積金額に応じて配点を行う。			10	150 75.0%	
	評価テーマに対する技術提案の内容	8	評価テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性	①	テーマ①～③について、 <u>的確性</u> （与条件との整合性が取れているか等）、 <u>独創性</u> （工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、 <u>実現性</u> （提案内容が理論的に裏付けられており説得力のある提案となっているか、概算事業費内での実現可能性等）を考慮して総合的に評価する。		50		
				②	①警察庁舎として必要な機能等の確保 ②現庁舎を継続使用しながらの現地建て替え		40		
				③	③周辺地域と調和した景観の創出		30		
	担当チームの対応力	9	プレゼンテーション及びヒアリングにおける対応力等	プレゼンテーション及びヒアリングにおける担当チームの対応力、説得力、基本構想の理解度、取組意欲等を総合的に評価する。			20		
二次審査 合計							150 75.0%		
一次審査及び二次審査 合計点							200		

※1 同種業務：国等が発注した新築、増築又は改築に係る基本設計又は実施設計業務で延床面積4,800㎡以上のもの

※2 類似業務：国等が発注した新築、増築又は改築に係る基本設計又は実施設計業務で延床面積3,700㎡以上のもの